

提出書類一覧

制限付一般競争入札参加資格審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出してください。

| 区 分 | 備 考 |
|---|--|
| 遠軽警察署庁舎から半径 3 km の範囲内において、営業する直営又は代行の給油取扱所（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条5項に規定する顧客に自ら給油等させる給油取扱所を除く。以下同じ。）で毎日（日曜日及び1月1日を除く。）給油が可能であることの証明 | 遠軽警察署庁舎から半径 3 km 以内で毎日（日曜日及び1月1日を除く。）給油が可能であることの証明書（例示様式1） ※ 地図等を添付し、警察署庁舎から半径 3 km 以内であることを明示すること。 |
| 紋別郡遠軽町白滝、丸瀬布、生田原地区、紋別郡湧別町、常呂郡佐呂間町において、営業する直営又は代行の給油取扱所で給油が可能であることの証明 | 指定地域で給油が可能であることの証明書（例示様式2） |
| 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届け出をしていることの証明 | 石油製品販売業開始届出書又は石油販売業開始届出書（写し） ※ 変更届を含め、最新のものを提出すること。 |
| 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条の規定による揮発油販売業の登録を受けていることの証明 | 揮発油販売業者登録通知書、揮発油販売業登録申請又は通知書（写し） ※ 変更届を含め、最新のものを提出すること。 |
| その他、北海道北見方面遠軽警察署長が必要と認める書類（必要に応じて追加で書類の提出を求める場合があります。） | |

※ 提出を受けた書類・資料は返却しません。

※ 提出期限 令和8年3月3日（火）

※ 北海道警察が補足資料の提出を求めた場合は、速やかに対応すること。